

令和7年11月26日  
午前10時00分開会  
於 議 場

1 出席議員は次のとおりである（16名）

1番	伊藤千春	2番	柴田英里
3番	鈴木りつか	4番	平居ゆかり
5番	横井克典	6番	板倉克典
7番	那須英二	8番	加藤明由
9番	小久保照枝	10番	堀岡敏喜
11番	佐藤仁志	12番	江崎貴大
13番	加藤克之	14番	高橋八重典
15番	早川公二	16番	平野広行

2 欠席議員は次のとおりである（なし）

3 会議録署名議員

15番	早川公二	16番	平野広行
-----	------	-----	------

4 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

市長	安藤正明	副市長	村瀬美樹
教育長	高山典彦	総務部長	伊藤淳人
市民生活部長	飯田宏基	健康福祉部長兼 福祉事務所長	安井幹雄
教育部長	渡邊一弘	監査委員 事務局長	水谷繁樹
総務課長	横江兼光	財政課長	村田健太郎
人事秘書課長	神野忠昭	企画政策課長	佐藤文彦
防災課長	太田高士	税務課長	岩田繁樹
収納課長	細野秀樹	市民課長兼 十四山支所長兼 鍋田支所長	下里真理子
環境課長	梅田英明	市民協働課長	藤井清和
観光課長	伊藤信哉	保険年金課長	中野修
健康推進課長	木村仁美	福祉課長	後藤浩幸
介護高齢課長	富居利彦	児童課長	伊藤一幸
総合福祉 センター所長兼 十四山総合福祉 センター所長兼 いこいの里所長	中山義之	産業振興課長	上田忠次

土木課長	西尾一泰	都市整備課長	三輪秀樹
下水道課長	早川昇作	会計管理者兼 会計課長	田口邦郎
学校教育課長	飯塚義子	生涯学習課長兼 十四山スポーツ センター館長	梶浦智也
歴史民俗資料館長兼 図書館長	田畑由美子		

5 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐野智雄	議事課長	浅野克教
書記	鈴木悦子		

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第5 議案第54号 弥富市部設置条例の一部改正について
- 日程第6 議案第55号 弥富市手数料条例及び弥富市行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料条例の一部改正について
- 日程第7 議案第56号 弥富市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第57号 弥富市議会の議員及び弥富市長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第58号 弥富市総合社会教育センター条例等の一部改正について
- 日程第10 議案第59号 弥富市まちなか交流館条例の制定について
- 日程第11 議案第60号 弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第12 議案第61号 弥富市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第13 議案第62号 弥富市児童厚生施設条例の一部改正について
- 日程第14 議案第63号 弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第15 議案第64号 弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第16 議案第65号 障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について

- 日程第17 議案第66号 十四山障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第67号 高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第68号 デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第69号 南デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第70号 弥富市駅前広場条例の制定について
- 日程第22 議案第71号 弥富市下水道使用料等審議会条例の制定について
- 日程第23 議案第72号 令和7年度弥富市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第24 議案第73号 令和7年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第74号 令和7年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第26 議案第75号 令和7年度弥富市下水道事業会計補正予算（第1号）

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開会

○議長（堀岡敏喜君） ただいまより令和7年第4回弥富市議会定例会を開会いたします。  
これより会議に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀岡敏喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。  
会議規則第88条の規定により、早川公二議員と平野広行議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（堀岡敏喜君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りします。  
第4回弥富市議会定例会の会期を本日から12月23日までの28日間にしたと思いますが、  
御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。  
よって、会期は本日から12月23日までの28日間と決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（堀岡敏喜君） 日程第3、諸般の報告を行います。  
監査委員より地方自治法の規定に基づき、例月出納検査の結果及び定期監査の結果が提出  
をされ、その写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしく願いをいたします。  
以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第4、諮問第4号を議題といたします。  
安藤市長に提案理由の説明を求めます。  
安藤市長。

○市長（安藤正明君） 改めまして、おはようございます。  
令和7年第4回弥富市議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。  
議員各位におかれましては、公私とも極めて御多忙の中を御出席を賜りまして、厚く御礼  
を申し上げます。  
本定例会におきまして、まず初めに御提案申し上げ、御審議いただきます議案は諮問1件

でございます、その概要につきまして御説明申し上げます。

諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、佐藤忠氏が令和8年3月31日に任期満了のため、その後任者として亀井美喜代氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております諮問第4号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第4号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（堀岡敏喜君） 討論のないことを確認いたしましたので、討論を終結し、これより採決に入ります。

諮問第4号は、原案のとおり適任とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第4号は原案のとおり適任とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第54号 弥富市部設置条例の一部改正について

日程第6 議案第55号 弥富市手数料条例及び弥富市行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料条例の一部改正について

日程第7 議案第56号 弥富市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

日程第8 議案第57号 弥富市議会の議員及び弥富市長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について

日程第9 議案第58号 弥富市総合社会教育センター条例等の一部改正について

日程第10 議案第59号 弥富市まちなか交流館条例の制定について

- 日程第11 議案第60号 弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第12 議案第61号 弥富市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第13 議案第62号 弥富市児童厚生施設条例の一部改正について
- 日程第14 議案第63号 弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第15 議案第64号 弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第16 議案第65号 障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第66号 十四山障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第67号 高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第68号 デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第69号 南デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第70号 弥富市駅前広場条例の制定について
- 日程第22 議案第71号 弥富市下水道使用料等審議会条例の制定について
- 日程第23 議案第72号 令和7年度弥富市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第24 議案第73号 令和7年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第74号 令和7年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第26 議案第75号 令和7年度弥富市下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第5、議案第54号から日程第26、議案第75号まで、以上22件を一括議題といたします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 次に、提案し御審議いただきます議案は、条例関係議案13件、法定議決議案5件、予算関係議案4件でございまして、その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第54号弥富市部設置条例の一部改正につきましては、内部組織の見直しを行うため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第55号弥富市手数料条例及び弥富市行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料条例の一部改正につきましては、納税証明書交付等に係る手数料の金額を改定する等のため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第56号弥富市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定により教育に関する

事務のうち市長が管理し、及び執行する事務を定めるため、条例を制定するものであります。

次に、議案第57号弥富市議会の議員及び弥富市長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正につきましては、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第58号弥富市総合社会教育センター条例等の一部改正につきましては、公の施設の使用料の適正化を図る等のため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第59号弥富市まちなか交流館条例の制定につきましては、弥富まちなか交流館の設置及び管理に関する事項を定めるため、条例を制定するものであります。

次に、議案第60号弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第61号弥富市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第62号弥富市児童厚生施設条例の一部改正につきましては、児童厚生施設の管理の見直しを行うため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第63号弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第64号弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第65号障害者生きがいセンターの指定管理者の指定についてから、議案第69号南デイサービスセンターの指定管理者の指定についてまで、以上5議案につきましては、公の施設に係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第70号弥富市駅前広場条例の制定につきましては、近鉄弥富駅前ポケットパークの設置及び管理に関する事項を定めるため、条例を制定するものであります。

次に、議案第71号弥富市下水道使用料等審議会条例の制定につきましては、弥富市下水道使用料等審議会を設置するため、条例を制定するものであります。

次に、議案第72号令和7年度弥富市一般会計補正予算（第8号）につきましては、介護給付費・訓練等給付費や医療扶助費の増額等を計上するものであります。

次に、議案第73号令和7年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第1号）につきましては、土地開発基金の利子の増加に伴い、関連経費を計上するものであります。

次に、議案第74号令和7年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、通所型サービス事業支援費支給費の増額等を計上するものであります。

次に、議案第75号令和7年度弥富市下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、農業集落排水処理場における電気料及び水道料の増額を計上するものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては、関係部課長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） 議案の説明を関係部課長に求めます。

なお、補正予算は総務部長に求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 総務部所管の議案について御説明いたします。

議案第54号弥富市部設置条例の一部改正について、1枚おめくりいただきまして、条例のあらましを御覧ください。

1. 行政課題に対応するため内部組織を見直し、総務部を分割して新たに企画部を設置することとした。

2. その他必要な規定の整備を行うこととした。

3. この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

4. 弥富市特別職報酬等審議会条例、弥富市総合計画審議会条例及び弥富市行政改革推進委員会条例において、内部組織の見直しに伴い企画部に再編することとした。

続きまして、議案第55号弥富市手数料条例及び弥富市行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料条例の一部改正について、1枚おめくりいただきまして、条例のあらましを御覧ください。

1. 納税証明書交付等に係る手数料の金額を200円から300円に見直すこととした。

2. 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間、多機能端末機による交付に係る手数料を1通につき100円とすることとした。

3. その他必要な規定の整備をすることとした。

4. この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

続きまして、議案第56号弥富市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について、1枚おめくりいただきまして、条例のあらましを御覧ください。

1. まちなか交流館リニューアルを機に、まちなか交流課を新設し教育委員会の職務権限のうち、図書館及び歴史民俗資料館の設置、管理及び廃止に関する事務並びに文化財の保護に関する事務を市長が管理し、及び執行することとした。

2. この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

3. 所要の経過措置を定めることとした。

4. 弥富市文化財保護条例、弥富支部設置条例、弥富市立図書館条例及び弥富市歴史民俗資料館条例について、教育に関する事務を市長が管理し、及び執行することとした。

続きまして、議案第57号弥富市議会の議員及び弥富市長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について、1枚おめくりいただきまして、条例のあらましを御覧ください。

1. 公職選挙法施行令の一部改正に伴い、弥富市議会の議員及び弥富市長の選挙におけるビラ及びポスターの作成に要する経費に係る公費負担の限度額を引き上げることとした。

2. この条例は、公布の日から施行し、最初にその期日を告示される選挙から適用することとした。

続きまして、議案第58号弥富市総合社会教育センター条例等の一部改正について、1枚おめくりいただきまして、条例のあらましを御覧ください。

1. 公共施設の使用料適正化に関する方針に基づき、公共施設の使用料を利用者の受益の対価として適正な額とし、市民の負担の公平性を確保するため、次の条例において公共施設の使用料の額の改定を行うこととした。

(1) 弥富市総合社会教育センター条例。

(2) 弥富市十四山スポーツセンター条例。

(3) 弥富市十四山公民館条例。

(4) 弥富市十四山体育館条例。

(5) 弥富市コミュニティセンター条例。

(6) 弥富市文化広場条例。

(7) 弥富市運動広場条例。

(8) 弥富市立学校施設開放に関する条例。

(9) 弥富市総合福祉センター条例。

(10) 弥富市十四山総合福祉センター条例。

(11) 弥富市いこいの里条例。

(12) 弥富市農業振興施設条例。

(13) 弥富市産業会館条例。

2. 弥富市総合社会教育センター条例、弥富市コミュニティセンター条例、弥富市総合福祉センター条例、弥富市農業振興施設条例及び弥富市産業会館条例において、利用時間を一部変更することとした。

3. 市外の者が公共施設を利用する場合は、使用料を2倍にすることとした。

4. 弥富市総合社会教育センター条例、弥富市十四山スポーツセンター条例及び弥富市コミュニティセンター条例において、営利を目的とするときに利用を許可できることとし、従前より営利を目的として利用できる公共施設を含め、営利を目的として利用する場合は、使用料を4倍にすることとした。ただし、市外の者が営利を目的として利用する場合は、使用料を8倍にすることとした。

5. その他必要な規定の整備を行うこととした。

6. この条例は、令和8年5月1日から施行することとした。ただし、7及び8については、公布の日から施行することとした。

7. この条例による改正後の各条例の規定に基づく使用料の徴収及びその他準備行為は、令和8年5月1日（施行日という）前においても行うことができることとした。

8. 施行日前に施行日以降の公の施設の利用の許可を受けた者からは、この条例による改正前の各条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該公の施設の利用に係るこの条例による改正後の各条例に定める額の使用料を徴収することとした。

総務部所管は以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 続きまして、教育部所管の条例について御説明申し上げます。

議案第59号弥富市まちなか交流館条例の制定について、1枚おめくりいただき、条例のあらましを御覧ください。

1. 市のにぎわい創出及び活性化を図るため、交流多目的スペース、弥富市図書館及び弥富市歴史民俗資料館をもって構成する弥富まちなか交流館を設置することとした。

2. 交流多目的スペースを市長の許可を得て施設を利用する場合には、使用料を徴収することとした。

3. この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとした。

4. この条例は、令和8年7月1日から施行することとした。ただし、6については、令和8年4月1日から施行することとした。

5. 弥富市産業会館条例及び弥富市市民ホール条例を廃止することとした。

6. 使用料の徴収その他の準備行為は、令和8年7月1日前においても行うことができることとした。

以上で教育部所管の説明を終わらせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 続きまして、健康福祉部所管の議案について御説明いたします。

議案第60号弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

について御説明いたします。

1 枚おめくりいただき、条例のあらましを御覧ください。

1. 家庭的保育事業者等は、乳幼児の健康診査が行われた場合であって、それが乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断または臨時の健康診断の全部または一部に相当すると認められるときは、これらの健康診断の全部または一部を行わないことができることとした。

2. その他必要な規定の整備を行うこととした。

3. この条例は、公布の日から施行することとした。

続きまして、議案第61号弥富市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明いたします。

1 枚おめくりいただき、条例のあらましを御覧ください。

1. 特例保育を行う事業者が当該特例保育を行う事業所において、一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、設備及び職員の基準を適用しないこととした。

2. その他必要な規定の整備を行うこととした。

3. この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

続きまして、議案第62号弥富市児童厚生施設条例の一部改正について御説明いたします。

1 枚おめくりいただき、条例のあらましを御覧ください。

1. 児童館を利用することができる者を児童及びその保護者に限定し、使用料を徴収しないこととした。

2. その他必要な規定の整備を行うこととした。

3. この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

続きまして、議案第63号弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明いたします。

1 枚おめくりいただき、条例のあらましを御覧ください。

1. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、虐待の防止に係る規定の整備を行うこととした。

2. この条例は、公布の日から施行することとした。

続きまして、議案第64号弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明いたします。

1 枚おめくりいただき、条例のあらましを御覧ください。

1. 幼保連携型認定こども園及び幼稚園は、認定こども園法（学校教育法第28条第2項において準用する場合を含む）において、入園児虐待の防止に係る規定が創設されたため、それぞれの法律の規定を引用することとした。

2. その他必要な規定の整備を行うこととした。
3. この条例は、公布の日から施行することとした。

続きまして、議案第65号障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について御説明いたします。

1. 施設の名称、弥富市障害者生きがいセンター。
2. 指定管理者となる団体、弥富市鯛浦町上本田95番地1、社会福祉法人弥富市社会福祉協議会。

3. 指定の期間、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

続きまして、議案第66号十四山障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について御説明いたします。

1. 施設の名称、弥富市十四山障害者生きがいセンター。
2. 指定管理者となる団体、弥富市鯛浦町上本田95番地1、社会福祉法人弥富市社会福祉協議会。

3. 指定の期間、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

続きまして、議案第67号高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定について御説明いたします。

1. 施設の名称、弥富市高齢者生きがいセンター。
2. 指定管理者となる団体、弥富市鯛浦町上本田95番地1、公益社団法人弥富市シルバー人材センター。

3. 指定の期間、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

続きまして、議案第68号デイサービスセンターの指定管理者の指定について御説明いたします。

1. 施設の名称、弥富市デイサービスセンター。
2. 指定管理者となる団体、弥富市大藤町5番地3、社会福祉法人弥富福祉会。
3. 指定の期間、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

続きまして、議案第69号南デイサービスセンターの指定管理者の指定について御説明いたします。

1. 施設の名称、弥富市南デイサービスセンター。
2. 指定管理者となる団体、弥富市大藤町5番地3、社会福祉法人弥富福祉会。
3. 指定の期間、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

健康福祉部所管の議案の説明は以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 続きまして、建設部所管の議案について御説明いたします。

議案第70号弥富市駅前広場条例の制定について御説明いたします。

1枚おめくりいただき、条例のあらましを御覧ください。

1. 駅周辺のにぎわい創出を図るため近鉄弥富駅前ポケットパークを設置することとした。
2. 市長の許可を受けて施設を利用する場合には使用料を徴収することとした。
3. この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとした。
4. この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 早川下水道課長。

○下水道課長（早川昇作君） 続きまして、議案第71号弥富市下水道使用料等審議会条例の制定について御説明申し上げます。

1枚おめくりいただきまして、条例のあらましを御覧ください。

1. 下水道使用料等の適正化を図るため、弥富市下水道使用料等審議会を設置することとした。
2. 審議会は、委員10人以内で組織することとした。
3. 委員は、優れた識見を有する者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱し、任期は2年とすることとした。
4. その他審議会の組織及び運営に関する事項を定めることとした。
5. この条例は、公布の日から施行することとした。
6. 委員には日額5,000円の報酬を支給することとした。

建設部は以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 続きまして、議案第72号令和7年度弥富市一般会計補正予算（第8号）につきましては、歳入歳出それぞれ1億6,695万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ195億5,926万7,000円とし、繰越明許費の設定及び債務負担行為の補正をするものであります。

歳入予算の主な内容といたしましては、民生費国庫負担金6,464万8,000円、民生費県負担金2,033万2,000円、財政調整基金繰入金6,274万6,000円を増額計上するものであります。

歳出予算の主な内容といたしましては、総務費におきまして、基金積立金事務の積立金281万1,000円、民生費におきまして障害者自立支援事業の介護給付費・訓練等給付費4,708万6,000円、生活保護事業の医療扶助費3,197万6,000円、教育費におきまして、小学校管理運営事業の電気料601万6,000円を増額計上するものであります。

次に、議案第73号令和7年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第1号）につきましては、土地開発基金の利子が当初の見込みを上回ったことにより、預金利子と土地開発基金繰出金

を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ163万円とするものであります。

次に、議案第74号令和7年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ86万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億7,555万1,000円とするものであります。

歳入予算の内容といたしましては、事務費繰入金86万9,000円を増額計上するものであります。

歳出予算の主な内容といたしましては、通所型サービス事業支給費601万9,000円、介護予防ケアマネジメント事業支給費118万8,000円を増額計上する一方、介護保険支払準備基金積立金722万7,000円を減額するものであります。

次に、議案第75号令和7年度弥富市下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的支出の営業費用で、農業集落排水処理場におきまして、夏場の電気使用量及び水道使用料の増加のため、電気料150万円、水道料30万円を計上し、収益的支出の予定額を総額10億1,195万5,000円とするものであります。

以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） お諮りします。

本案22件は、継続議会で審議をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、本案22件は継続議会で審議することに決定をいたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日の会議はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時32分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 堀 岡 敏 喜

同 議員 早 川 公 二

同 議員 平 野 広 行